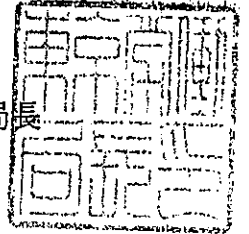


東労収基第1286号の3  
平成18年9月4日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局長



建材中の石綿含有率の分析方法について

労働基準行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生関係法令の一部が改正され、平成18年9月1日から、規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることに関連して、建材中の石綿含有率の分析方法について、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「本省通達」という。）をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり示されたところです。

つきましては、本省通達の記の方法について、傘下会員、教習受講者等に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

### 建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(以下「188号通達」という。)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところである。

については、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

### 記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
  - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法(以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
  - (2) その他別途示す分析方法

(別添)

基発第0821003号

平成18年8月21日

中央労働災害防止協会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
(社)日本石綿協会会長  
(社)日本建設業団体連合会会長  
(社)全国建設業協会会長  
(社)建築業協会会長  
(社)日本土木工業協会会長  
(社)日本作業環境測定協会会長  
(社)全国解体工事業団体連合会会長  
(社)日本化学工業協会会長  
(社)日本プラントメンテナンス協会会長

殿

厚生労働省労働基準局長

#### 建材中の石綿含有率の分析方法について

労働基準行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところですが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところ です。

つきましては、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法がありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

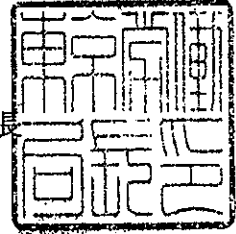
(略：平成18年8月21日付け基発第0821003号の記と同じ)

東労発基第322号

平成18年9月8日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局長



アスベスト（石綿）に係る労働安全衛生関係法令の改正について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿については、平成7年4月のアモサイト及びクロシドライトの製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止、平成16年4月の石綿含有建材、摩擦材及び接着剤の製造等の禁止に続き、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）が改正され、国民の安全確保上の観点等から代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等が全面禁止となるとともに、規制の対象範囲が、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」になりました（平成18年9月1日施行）。

また、平成17年7月1日から施行されている石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）についても、今般改正され、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等が図られました（平成18年9月1日施行）。

つきましては、本改正の主な内容は別添パンフレットのとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、関係事業者又は傘下会員等に対する通知、広報誌等への掲載、資料配布、会員等の取組みの把握、協力支援等により、本改正内容の周知徹底に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正政省令の内容、パンフレット等については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>）にも掲載されています。

お問い合わせ先

東京労働局 労働基準部 労働衛生課

担当：横川、清水、鈴木

文京区後楽1-7-22

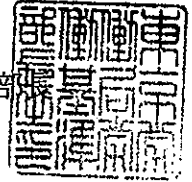
電話 03(3814)5317

FAX 03(3814)5369

東労収基第169号の3  
平成18年9月4日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局労働基準部



建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」をもって厚生労働省労働基準局長から示されたところですが、その運用に当たっての留意事項について、平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（以下「本省課長通達」という。）をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から別添のとおり示されたところです。

つきましては、本省課長通達の記の内容について、傘下会員、教習受講者等に対する周知につき格別の御配慮賜りますようお願い申し上げます。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「局長通達」という。)をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「0622001号通知」という。)は、本通知をもって廃止する。

記

1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)と同等以上の精度を有する分析方法について

局長通達の記の2の(2)の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の(3)の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の(1)と同様であること。

2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて

(1) JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率(以下「残さ率」という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

(2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

### 3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。

(別添)

基安化発第0821002号

平成18年8月21日

中央労働災害防止協会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
(社)日本石綿協会会長  
(社)日本建設業団体連合会会長  
(社)全国建設業協会会長  
(社)建築業協会会長  
(社)日本土木工業協会会長  
(社)日本作業環境測定協会会長  
(社)全国解体工事業団体連合会会長  
(社)日本化学工業協会会長  
(社)日本プラントメンテナンス協会会長

殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821003号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通知」という。）をもって示されたところですが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりでありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

(略：平成18年8月21日付け基安化発第0821001号の記と同じ)

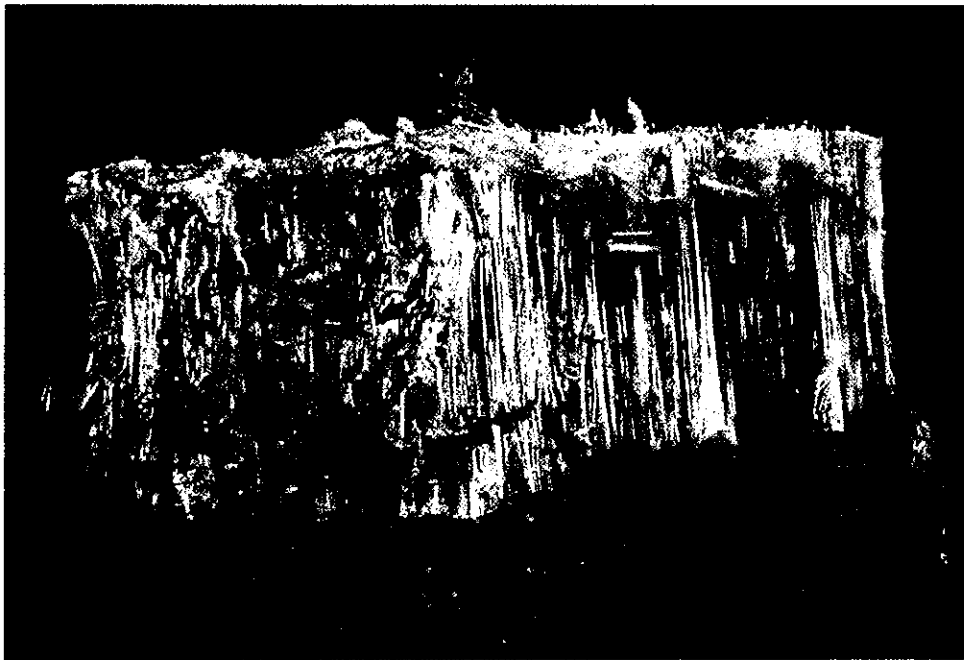


# アスベスト全面禁止

労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年9月1日から施行されます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されます。

ただし、裏面の表の物については、国民の安全上の観点等から実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止が猶予されます。



## 石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿  
クリソタイル(白石綿)
- 角せん石系石綿  
クロシドライト(青石綿)  
アモサイト(茶石綿)  
アンソフィライト  
トレモライト  
アクチノライト

## ○労働安全衛生法(抄)

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

## ○労働安全衛生法施行令(抄)

(製造等が禁止される有害物)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

### 四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇.一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された在庫品についても使用等が禁止されますが、同日において現に使用されている物については、同日以後引き続き使用されている\*間は、法第55条の規定は適用しません。

\*「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、法第55条の規定は適用しません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 製造等禁止が当分の間猶予される製品（ポジティブリスト）

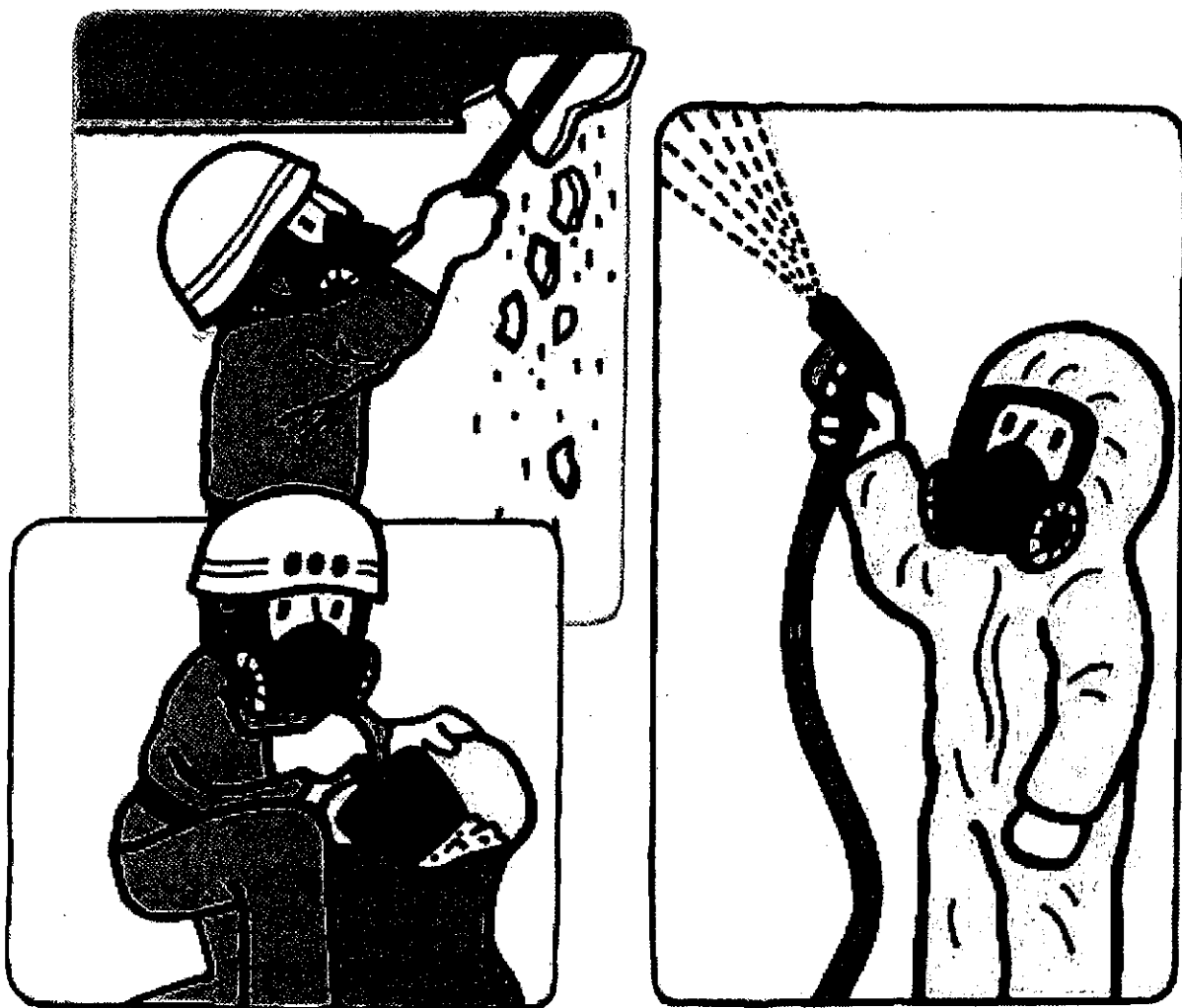
	製品名	用途・条件
1	ジョイントシート ガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの
		ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形 ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形 ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グラッドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

# 建築物の 解体等の作業における石綿対策

## 改正石綿障害予防規則の概要

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

こうしたことを踏まえ、平成17年7月から、石綿障害予防規則に基づき、必要な措置を講じなければならないこととしてきましたが、今回、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込み作業に係る措置等の内容が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が、平成18年9月1日より施行されます。



# 石綿について

## 石綿(アスベスト)の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

- ① **石綿肺(じん肺の一種)**  
肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。
- ② **肺がん**  
肺にできる悪性の腫瘍です。
- ③ **胸膜、腹膜等の中皮腫(がんの一種)**  
肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

# 改正法令(平成18年9月1日施行)の概要

## ○労働安全衛生法施行令の改正

- ① **石綿等の製造等の禁止**  
代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等は全面禁止します。
- ② **規制の対象となる有害物の範囲の拡大**  
石綿を0.1%超えて含有するものを規制の対象とします。

## ○石綿障害予防規則の改正

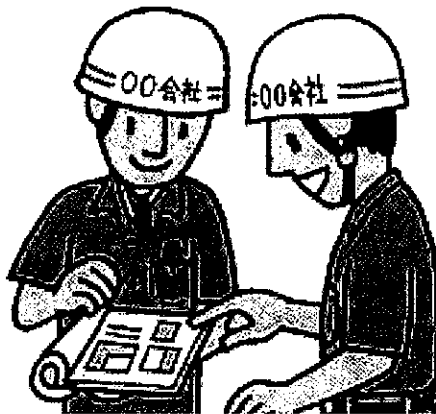
- ① **吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置**  
封じ込め又は囲い込みの作業\*について、除去作業に準じた措置を行わなければなりません。
- ② **石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置**  
労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- ③ **器具、工具、足場等の持出しの禁止**  
器具、工具、足場等について、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはなりません。
- ④ **記録の保存期間の延長**  
作業の記録及び健康診断の結果について、石綿の作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとします。

\*吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときに行う封じ込め又は囲い込みの作業(以下同じ)

## 1 事前調査 石綿則第3条関係

事業者は、建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。



## 2 作業計画 石綿則第4条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法



## 3 届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(2) 次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

- ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
- ② 封じ込め又は囲い込みの作業
- ③ (1)以外の吹付け石綿の除去作業

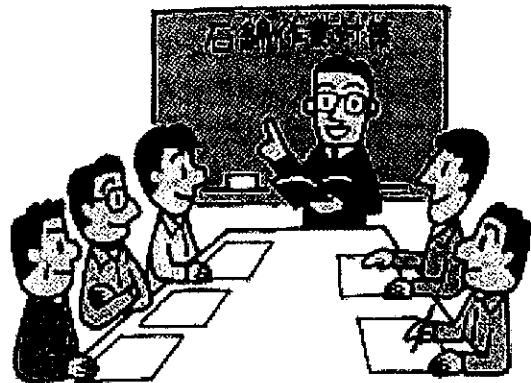
# 建築物等の解体等に係る主な対策

※改正部分には下線を引いています。

## 4 特別教育 安衛則第36条、石綿則第27条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に次の科目について教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項



## 5 作業主任者 石綿則第19条、第20条関係

事業者は、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

## 6 保護具等、器具等 石綿則第10条第2項、第14条、第32条の2、第44条から第46条関係

- (1) 石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
- (2) 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具、保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- (3) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出ししてはなりません。
- (4) 器具、工具、足場等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出ししてはなりません。

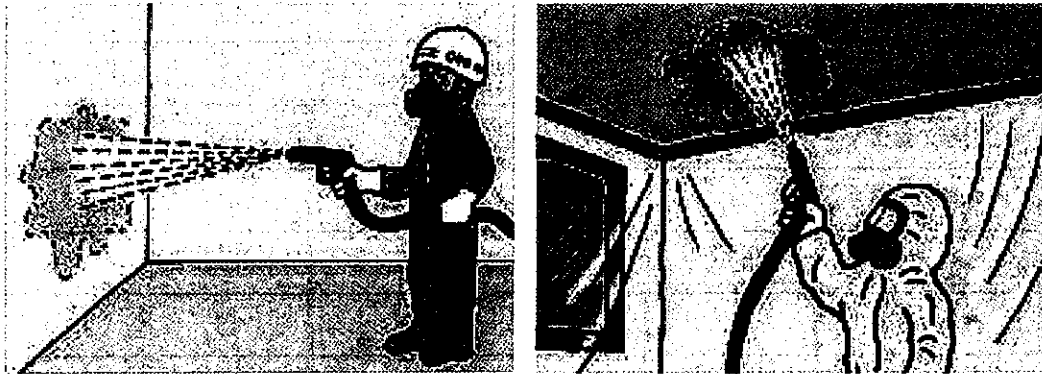


## 7

## 湿潤化

石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



## 8

## 隔離・立入禁止等

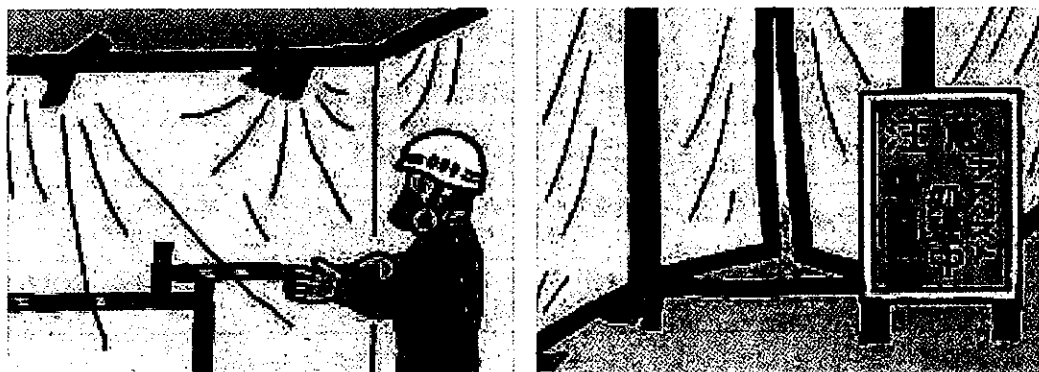
石綿則第6条、第7条、第15条関係

(1) 吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業を行うときは、当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければなりません。

(2) 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、(1) 以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。

(3) その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。



# 建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等					
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等【レベル1】				② 耐火被覆材等の除去(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)【レベル2】	③ ①,②以外の建材の除去【レベル3】
	⑦ 耐火建築物又は準耐火建築物における除去	⑧ その他の除去	⑨ 封じ込め・吊りボルトを取り付ける等の囲い込み	⑩ ⑦以外の囲い込み(作業はレベル2相当)		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業者以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指します。

## 建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井/壁 内装材	スレートボード③、けい酸カルシウム板第一種③、パルプセメント板③
天井/床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板③、石綿含有吹付け材①
天井結露防止材	屋根折版用断熱材②、石綿含有吹付け材①
床材	ビニル床タイル③、フロア材③
外壁/軒天 外装材	窯業系サイディング③、スラグせっこう板③、押出成形セメント板③、スレートボード③、スレート波板③、けい酸カルシウム板第一種③
耐火被覆材	吹付け石綿①、石綿含有吹付けロックウール①、石綿含有耐火被覆板②、けい酸カルシウム板第二種②
屋根材	スレート波板③、住宅屋根用化粧スレート③
煙突材	石綿セメント円筒③、石綿含有煙突断熱材②

①、②、③は、上記規制の体系の①、②、③に対応するものです。



# 建築物の解体工事等の発注時における措置

建築物又は工作物の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者はその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられていますが、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

## 1 情報の提供 石綿則第8条関係

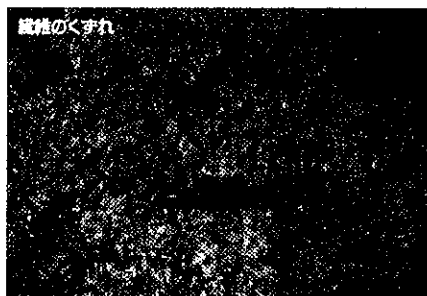
建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

## 2 注文者の配慮 石綿則第9条関係

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなるものがないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

# 建築物に吹き付けられた石綿の管理 石綿則第10条第1項、同条第4項関係

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。



(引用:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

# 石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

## 1 事前調査

①建築物又は工作物の解体、破砕等の作業、②石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録しておくなければならない。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査についてはこの限りではありません。

## 2 作業計画

①建築物又は工作物の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ以下の事項を示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければならない。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

## 3 作業の届出

①石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届書等を提出しなければならない。

## 4 吹き付けられた石綿等の除去等に関する措置

①石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業、②封じ込め又は切断等を伴う囲い込みの作業、を行う場合には、吹き付けられた石綿等の除去作業を行う場所をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

## 5 保温材、耐火被覆材等の除去等に関する措置

①石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②切断等を伴わない囲い込みの作業、に労働者を従事させるときは、原則として作業場所に作業従事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

特定元方事業者は、他の作業が保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、除去作業の開始前までに、関係責任人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等の措置を講じなければならない。

## 6 石綿等の使用の状況の通知

①建築物等の解体等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業、を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

## 7 建築物の解体工事等の条件

①建築物等の解体等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物等の解体等の作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

## 8 職業別に吹き付けられた石綿の管理

事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿については、事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者が同様の措置を講じなければならない。

## 9 労働者に就業させる建築物における措置

臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならない。

## 10 石綿等の切断等の作業に関する措置

以下のいずれの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿等を湿潤な状態のものとするとともに、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければならない。

- ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- ② 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
- ④ 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ⑤ 粉状の石綿等を混合する作業
- ⑥ ①～⑤の作業において発生した石綿等の粉じんの掃除の作業

## 11 立ち入り禁止措置

石綿等を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

## 12 石綿作業主任者の選任

石綿等を取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせなければならない。

- ① 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

## 13 特別の教育

①石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用法
- ⑤ ①～④のほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

## 14 掃除の実施

作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならない。

## 15 洗浄設備

石綿等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

## 16 容器等

石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱上の注意事項を表示するとともに、石綿等の保管については、一定の場所を定めなければならない。

石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておくなければならない。

## 17 使用された器具等の付着物の除去

石綿等を取り扱うために使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出さなければならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

## 18 喫煙等の禁止

石綿等を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

## 19 掲示

石綿等を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- ① 石綿等を取り扱う作業場である旨
- ② 石綿等の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿等の取扱上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

## 20 作業の記録

石綿等を取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

## 21 健康診断の実施

石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わなければならない。

健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければならない。

## 22 保護具等の管理

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出さなければならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。